

和歌山県監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月12日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	令和7年8月21日
総務部	令和7年8月19日
危機管理部	令和7年8月20日
企画部	令和7年8月19日
地域振興部	令和7年8月22日
環境生活部	令和7年8月19日
共生社会推進部	令和7年8月21日
福祉保健部	〃
商工労働部	令和7年8月20日
農林水産部	令和7年8月21日
県土整備部	令和7年8月20日
会計局	令和7年8月21日
県議会事務局	令和7年8月19日
人事委員会	〃
労働委員会	〃
選挙管理委員会	令和7年8月22日
監査委員	〃
教育委員会	令和7年8月20日
公安委員会	〃
海区漁業調整委員会	令和7年8月21日
内水面漁場管理委員会	〃
収用委員会	令和7年8月20日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

公安委員会

交通安全施設の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していた。

原因の究明と事務処理の見直しが進められているところであるが、今後このような事態が生じることのないよう検討を重ね、再発防止に万全を期されたい。

(2) 注意事項

知事直轄

ア 万博推進課

寄附金受入の決裁において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

総務部

ア 職員課

旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 管財課

令和6年度シュレッダーごみ売却契約において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

企画部

ア 文化学術課

(ア) 県美術展覧会出品料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 県から指定管理者に貸し付けていた備品の管理において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 物品貸付調書による決定をしていなかった事例
- b 寄附物品等受入調書による決定をしていなかった事例
- c 貸付物品返還調書による決定をしていなかった事例
- d 物品不用調書による決定をしていなかった事例
- e 不用品処分調書による決定をしていなかった事例

(ウ) 備品の管理において、不用品処分調書による決定をしていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ スポーツ課

(ア) 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 行政財産貸家料等において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

地域振興部

ア 総合交通政策課

旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 観光振興課

旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。(世界遺産センター)

- a 旅行命令を重複して行い、過支給となっていた事例
- b 通勤手当との調整額を誤り、過支給となっていた事例

環境生活部

ア 循環型社会推進課

旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 環境管理課

損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

共生社会推進部

ア こども未来課

令和6年度保育士登録業務及びこれに係る手数料収納事務委託契約の決裁について、会計管理者への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

イ 多様な生き方支援課

児童扶養手当返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 医務課

昨年度に引き続き、委託契約において、実績報告書の受理前に検査を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 健康推進課

令和4年度被爆二世健康診断調査委託費の国庫返還金の納付について、納期限後に返還したため延滞金が発生していたので、適正に処理されたい。

商工労働部

ア 成長産業推進課

物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 農業試験場暖地園芸センター

郵便切手類使用簿において、受払ごとの検印を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 畜産課

(ア) 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。(紀北家畜保健衛生所及び紀南家畜保健衛生所)

(イ) 和歌山県配合飼料等価格高騰緊急対策支援金について、額の確定がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(ウ) 和歌山県配合飼料等価格高騰緊急対策支援金について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。

ウ 経営支援課

不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 林業振興課

物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 資源管理課

旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

県土整備部

ア 検査・技術支援課

(ア) 旅費の支出において、移動方法の入力を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

イ 道路保全課

自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 河川課

(ア) 河川敷地の不法占用については、令和6年度末で9件あることから、引き続き不法占用者に対して厳正に対処されたい。

また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。

また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。

(ウ) 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったのもので、適正に処理されたい。

エ 下水道課

旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 建築住宅課

補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

カ 港湾空港振興課

(ア) 行政財産の使用許可について、行政財産使用許可台帳を備えていなかったのもので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

キ 港湾漁港整備課

(ア) 昨年度に引き続き、随時の資金前渡において、精算が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 国庫補助金の交付申請において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

会計局

ア 会計課

国庫返還金納付事務において、納入告知書の発行手続を行っていないため、対象となる市に延滞金が発生し、その延滞金相当額を市に補填していた。また、その補填に際して、歳出科目を誤っていたので、適正に処理されたい。

教育委員会

ア 総務課

行政財産貸地料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 教職員課

(ア) 給与の過誤払返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

公安委員会

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

5 監査委員の除斥

総務部及び企画部の監査において、田嶋久嗣委員について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。